

神 教 組

事務職員部 部報

県学校事務研究集会報告 

2月25日、県教育会館において、全県から144人の参加のもと、第57回神奈川県学校事務研究集会が開催されました。全体会では、山口高広さん（学校事務研究委員会委員長）の経過報告の後、南部 猛さん（日教組事務職員部副部長）より中央情勢報告を受け、学習を深めました。

午後は、2つの分科会で各地区の研究レポートをもとに実践報告や情報・意見交換を行いました。

事務職員部長あいさつ

1月20日、賃金交渉が対抗妥結しましたが越年となりました。昨年も越年となりましたが、国家公務員絡みであり、今年は神奈川の財政事情によるもので異例です。越年の判断は人事院の完全実施の見極めによるもので、結果として完全実施となり、配偶者の扶養手当等の見直しがなされ、国並み以上の支給金額となりました。教員の給料の調整額も交渉の中で出てきましたが、これは特別支援学校の教員に支給されており、特勤化することになりました。調整額は退職手当の算定基礎に乗ってきますが、5年間の経過措置を設けさせることで決着しました。また国会の交渉の中では「総労働時間の短縮」をテーマに話し合いをしてきました。県当局は今までもしてきたと言いますが、我々から見るとあまりしていないように見えます。交渉の中で、私たち組合員から見て実感の持てるとりくみ内容で、県全体でとりくんでいくことの確認がとれました。勤務関係では非常勤職員の療養休暇10日無給のうち2日が有給となりました。いずれにしても年を越しての妥結となったので差額改定支給が3月27日・28日支給予定となっていますが、この間の給与の支給のエラーを見ると心配なので、情報把握に努めたいと思います。2月7日に通常国会が始まっていますが、文部科学省より事務職員の職務標準化に係わる一括法案が

出ており、事務に「従事」するから事務に「つかさどる」に変わっています。共同実施については共同学校事務室に置くことができるようになります。この法案は平成29年4月1日日切れ扱いとなっています。日切れ扱いというのは予算案のようにその日までに成立しないと支障がでてしまうもので、どうあっても4月1日までに成立するような扱いをするものを日切れといいます。これらの法案が成立すれば施行規則や、文部科学省の省令が出されることになり、今後、私たちを巡る状況が大きく変わってくるのが予想されます。神奈川県の予算案については教職員の給与費の政令市移譲により、この4月から横浜、川崎、相模原が国から直接、給与費が支給されることとなります。教職員の定数に絡むものもそちらに移ります。この間、神教組としても県教委と予算について説明を受け、確認してきたところ、神奈川県の予算案は大方政令市を除くとほぼ前年度並みとなっています。6・5級の定数や時間外、旅費などの問題がいろいろありますが、年度末にむけて全力で取り組んでいきたいと思っています。本日の研究集会では、いろいろな変化が予測されますので、そういったことも含めながら、それぞれの地区で研究していたことを皆さんで討議をしていただき、今後の糧になることを願っております。

中央情勢報告

教育予算については12月22日に政府予算の閣

議決定がされましたが、教職員の10年間の定数改善計画初年度分3060人は実現しませんでした。また通級指導や外国人児童生徒等の指導及び初任者

研修拠点校指導に係わる教員等の定数については基礎定数化がされました。加藤部長より話がありましたが、標準定数法の改定についても、今回の国会に提出しています。通級指導、外国人児童生徒等の指導に係わる者、初任者研修については今法案がでているので、それで基礎定数化されていくことになります。また給付型の奨学金創設については、来年度から一部選考実施となっています。17年度の教職員定数については、文部科学省が出している法案で、通常国会に標準定数法の改定案を提出予定となっています。加配定数の3割を基礎定数化して、教職員数を増やしていきます。

この基礎定数は通級指導・外国人児童生徒の充実、初任者研修制度の充実、指導方法等の工夫改善の一部基礎定数化になります。これから10年間で段階的に実施されていくことになっており、事務職員の加配定数は50人になっていますが、今の政治状況においてはなかなか改善が出来ない現状にあります。しかし他の職種に比べ、事務職員のプラスの加配が多くなっており、それほど国は事務職員の今後の活躍を願っていることになります。事務職員に目が向いているこの時期を逃しては、事務職員の立場は厳しくなってきます。以前、事務職員・栄養職員を義務教育費国庫負担金制度から除外するという動きがありました。これは先輩が適用除外反対の運動をして、現在も国庫負担制度の中に事務職員が配置されています。そういったたたかいは経て、現在、事務職員に目が向いてきており、今回、教職員の定数改善のところに共同学校事務室と明示されているようにこれだけ事務職員がクローズアップされることは滅多にありません。

業務改善化については、日教組の本体のほうも教職調整額ではなく、時間外勤務手当化の運動が始まろうとしています。教職調整額によって無制限の時間外が発生してきており、そういったところで業務改善をしていかなければならないということで、業務改善加速事業など国が予算をつけて対応していくこととなります。加速事業は業務改善に重点的にとりくんでおり、学校事務の機能強化のための研究として業務アシスタントの配置や学校事務共同実施の複数校における事務処理や教育委員会との業務の見

直し、学校の採用権限の拡大、教員の事務負担軽減の効果測定などがあります。学校徴収金については学校現場の負担軽減、給食会計の公金化がクローズアップされている現状があります。また共同実施組織を設け学校徴収金の管理業務一体化や部活動の負担軽減として部活指導員の外部指導者の活用、総合型地域スポーツクラブの連携など、自治体独自の負担軽減など業務改善加速事業を進めている状況です。

標準定数法については第15条の第5号では事務職員の共同実施加配について説明してあります。諸条件の整理に関することであり、「事務処理上特別の配慮を必要するものとして、政令で定めるもの」この部分が事務職員の共同実施加配になります。これに基づいて共同実施の加配が各地域に付いていることとなります。今回、第5号については2017年度については共同実施加配1135人全国で配置ができるようになっています。学校の事務強化として来年度50人プラスした人数になっています。第5号の推移は2001年度から共同実施加配が始まりました。それからずっと第7次定数改善計画が行われましたが、第8次はなく、第7次で途切れた現状があります。ずっと726人で進んできて、2009年度から少しずつ事務職員の共同実施加配が増えてきています。2010年度については概算要求では351人要求して73人プラスとなっています。そういったところから少しずつ共同実施加配も増えてきている現状があります。またコミュニティスクール加配も事務職員にはあり、市長部局との連携で事務職員のコミュニティスクール加配が付くようになっています。2001年度の前は係数定数で共同実施加配が付いていますが、法として位置づけられたのが、2001年度からです。今年の9月27日付けで教職員の加配定数の配置希望調査が行われており、各県が共同実施加配について手を挙げる内容のものです。専門的な知識やスキルを生かしICTや地域連携職員等の加配の申請ができる専門人材も共同実施加配も先ほど説明した、この法の第5号に位置づけられているものになります。基本的には単独校につけることは出来ず、2校以上で、共同実施をして、そこにつけることとなります。専門人材は各県教委から希望する人数を文部科学省に申請する

もので、最終的に文部科学省が定数を決めて配置をしていきます。

財政制度等審議会については教職員の加配定数について増加しているのので、適正化を検討しています。効果が出ているのかどうか、財務省から言われ続けています。また事務職員制度について「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」中教審より3つの答申が出ており、「チーム学校」「学校と地域の連携」「学校教育の質能力の向上」が出ています。この3つの中教審の答申が今後影響してきます。この答申については文科省のHPに出ているので、今後の動きが分かるのでぜひ読んでいただきたい。チーム学校としての今後の改善方法としまして、専門性に基づく、事務体制の充実、教職員の指導体制の充実、教員以外の専門スタッフの参画、地域との連携体制の整備が出ています。学校マネジメント機能の強化として、管理職の適材確保、主幹教諭制度の充実、事務体制の強化があります。また教員一人一人が力を発揮できる環境の整備としては人材育成の推進、業務環境の改善、教育委員会による学校への支援の充実があり、それに基づいて変わってきています。事務体制の強化のための改善方策として、国による事務職員の職務規定等の見直し、法令上明確化、標準的職務内容の明示、定数措置などがあり、事務の共同実施を進めるため、規則等の見直しがあります。

第193回通常国会で法案については今回、日切れ扱いとなっています。これは予算慣例法案と一緒に、この法律が成立しなければ、各県の教員定数も付けられない。日切れ扱い4月1日施行で基本的には成立するもので、趣旨として義務教育諸学校の改善の処置をすることになっています。一括法案となっているので、全ての法律が改正され、成立していくこととなります。今回8本の法律改正がされる予定となっています。標準定数法・義務教育費国庫負担法・学校教育法・地方教育行政・組織及び運営・社会教育法について改正されます。また就学前の子どもに関する教育保育等の総合的な提供の推進に関する法律（幼稚園が該当）・公立高等学校の適正配置及び教職員の定数標準に関する法律・国家戦略特別区域法についても改正されます。まず基礎定数部

分につきまして、児童生徒13人に対して教員が1人、日本語指導については児童生徒18人に対して1人、初任者研修のための基礎定数は初任者6人に対して1人がつくこととなります。少人数の推進のための基礎定数は学校の児童生徒数に応じて算定をします。このように基礎定数部分が少しずつ変わっていくこととなりますが、数が一気に変わるわけではありません。2026年までに経過措置を設けてこれに近づけていき、毎年度政令で定めていくこととなります。約10年かけるということです。また先ほどの第15条5号になりますが、ここが改正されて、共同学校事務室になります。法律案としては標準定数法の第5号、共同学校事務室として位置づけられています。共同学校事務室を設置していかなければ加配がつかないかもしれませんが、今後は地教行法も変わってくるので、そういった改正に近づけるのが望ましい。第6号につきまして日本語指導の教員の配置になり、第7号が初任者研修の定数部分になって、新たに付け加える形になります。

現在の学校教育法37条は事務職員を置かなければならないとなっていますが、3号において、特別な事情があるときは事務職員を置かないことができる規定となっています。おかないことができるということを削除していくことは日教組事務職員運動も入ってきていますが、ここの改善は難しい現状があります。第14号では現在、事務職員は事務に「従事」するとなっています。従事というのは誰かの命を受けて、従事をする。これが改正によって、事務職員は事務を「つかさどる」になります。教諭は児童の教育を「つかさどる」になっているので、要は事務職員も肩を並べていくこととなります。事務を司ることになるというのは、事務職員が自主的に、従事するのではなく、教員と同じように司るという形で今後事務をやっていくことになるので、これは大きな改正になります。事務職員のことだけで改正がでてくることは今までにないことですので、そういったところでも事務職員がクローズアップされて変わってきている。就学前の子どもに関する教育保育等の総合的な法律は幼稚園が該当し、そこでも事務職員は事務を司るになっています。事務職として幼稚園の事務職員から高校までが事務を司るに変わ

っていくので、日教組事務職員部長年の運動をしてきた成果だと思えます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律ではこの度、共同学校事務室が出てくるようになり、その法案の中には当該指定する2つの学校があれば、共同学校事務室が置けることになると思います。あくまで置くことができる規定なので、後は各県が運動の中で、各県の規則を定めていくことになります。二つの学校があれば、共同学校事務室が置くことができ、少しずつ変わってきています。また共同学校事務室には室長及び所用の職員置くことになっており、室長は共同学校事務室の執務を「司る」となっています。室長を充てるのが困難な場合については当該事務職以外の者をもって室長にできるとなっている。しかしながら我々日教組事務職員部としては、事務職員の年齢構成によっては若い事務職員が室長をやることになるかもしれないので、事務職員の中から室長を出していくことを目指していかなければなりません。また昨年1月に文科大臣が「次世代の学校・地域」創世プランを出しており、プランでは事務職員は職務の明確化・共同事務室により学校の事務効率化と位置づけられていて、国としては事務職員にこういったことを望んでいる。そういった中で4月23日は全国部長会議で開催して、今後の我々の運動の方針を打ち出していこうと思っています。

賃金については2016年4月、地公法が改正されて、等級別基準職務票の条例化、等級等の職員数の公表をしなければならないと変更されました。学校職員の給与条例に位置づけられているので、給与条例ごとに職員数の公表がされていきますが、それは各県によって公表の仕方が違うので、神奈川県ではどうなるかわかりません。また条例化となると議会の承認が必要になってくるので、議会がいろいろ絡んでくるのではないかと懸念しています。人事委員会勧告については各県で出ていますが、月例級は0.17%の改善、一時金も0.1月となっており3年連続の引き上げとなりました。初任給も引き上げられ、1500円、その他は400円。神奈川県では扶養手当の配偶者を下げて子どもの手当を上げていく勧告がされていますが、国では配偶者を段階的に

下げて、子を段階的に上げていっています。配偶者がいない場合の扶養親族の係わる手当は同額となっています。人事院勧告については熊本県と熊本市は地震により、調査が出来ず、改定見送りになっています。

人事評価制度については地公法の改正によって、人事評価はしなければならないとなりました。日教組方針としては5原則2要件の構築ということで日教組としては本体全体として動いています。等級別基準職務表の条例化は等級ごとの職員数の公表で条例化していきましたが、人事委員会規則から条例化しました。

定年延長は最終的には日教組としても求めていくことが運動方針にあります。63歳までの年度までは希望する職員を再任用することで雇用と年金の接続をはかるという現行制度のままですが最終的には定年延長を求めていく方針になっています。

政令市への給与負担等委譲については横浜市、川崎市、相模原市の3市で給与負担委譲がされています。現在全国的にも交渉を続けているところもあり、給料表の違いや到達級の違いなど様々な政令市と県ではかなり違う現状があります。そういった中で任用一本化については変更なしとなっており、とりあえず阻止はできているが、今後も強い運動が必要です。

学校事務の組織化として共同実施があり、全県で行っているのは21県となっており、2015年8月段階では17県、全県実施が増えてきている傾向にあります。全県実施に向けて動いているのは青森、福島、秋田、茨城等です。今回学校教育法も変わるので、事務長制も少し変わってくると思います。また09年4月1日に省令改正により事務長を置くことができるとなりましたが、省令事務長と補職名の事務長とは違うものになる。同じように共同学校事務室の室長と補職名というものは違うものになってくるので、混乱しないように注意してほしい。日教組事務職員部の方針としては過去の文科省の交渉等でも単独・複数校にかかわらず、事務長の設置を求めている。その中で管理職ではない事務長を求めています。

就学援助については日教組本体としても動いてい

ますが、生活扶助の見直しによる生活保護費の引き下げなどそういったところが制度に影響してきています。各市町で調べていただきたいのが、PTA会費・クラブ活動費・生徒会費が負担の項目に入っているかどうかです。文科省調査では2割程度しか措置されていない現状で、各市町村で各会費の追加項目の負担をさせるように求めていってほしい。日教組としては15年の12月に就学援助に関する取り組みについての集約・指示を出して、16年3月には集約をしているので、支給項目の確認、新入生に就学援助申請書の配布、項目の追加、進学時に全学年に配布など徹底してほしい。就学援助制度については国の付属の学校に通っている子ども、市町村立学校に通っている子ども、私立の学校に通っている

子どもが対象だが、通う学校によって出る項目と出ない項目があります。市町村立の学校については全て出るが、国立や私立は給食費が出ない場合があるので、各市町村では支給されるように動いていく必要があります。

教職員の超勤・多忙化解消については日教組としても活発に動いています。教職調整額から時間外勤務手当化への運動も行うなどしています。しかし連合の調査では学校は業務を減らして、新しい業務をするなど、いつまでたっても多忙化が終わらない現状にあり、学校現場は忙しくなっています。業務改善をして少しずつ減らしていくが、新しいものはいつまでたっても変わらないのが現状なので、そういった意識を改善する必要があります。

第1分科会

「学校事務の確立」分科会

川崎市からは、学校ごとに希望する事業を自ら計画・立案したものを、教育委員会の審査を経た上で予算が配当される「事業費」について、事務職員としてどのような関わりができるのか報告がありました。2005年3月、川崎市教育委員会は「川崎教育プラン」を発表し、各学校がそれぞれの特色を活かし、地域に開かれた魅力ある学校づくりを推進するとともに、川崎市の特色を活かしながら子どもたちの発達に応じた教育を展開する「川崎式」により「生きる力」を身につけることが重要施策の目的として掲げました。そして、家庭、地域との連携をしながら事業を推進していくものとして、夢教育21推進事業が実施されました。

計画立案段階・実践段階・評価改善段階の一連の流れの中で事務職員が中心的な役割を担っていくためには予算執行などを含めた事業の全体的なマネジメントを執り行うことが重要です。

三教組のレポートでは、国際的な調査機関（OECD・経済協力開発機構）により、日本の教員の勤務時間が、調査した34カ国の中でもっとも長いと報告があった中、その裏で学校事務職員も

また「多忙化」を感じているとしています。事務職員部の要求は現場の働く者の声ですが、それに反した社会の動きについて検討を行いました。

安部政権の「働き方改革」において、労働条件が改悪され、先輩労働者が勝ち取ってきた労働基本権が奪われ、労働組合が破壊されることを危惧しています。非正規化が進み、業務量に対して人員が不足しているということは、実質「合理化」ということになります。

「合理化・非正規化」を導入路としての「チーム学校」「共同実施」に対して三教組は反対を掲げる方針の報告がありました。

湘北教組からは、大和市、座間市、綾瀬市における今日的課題についてのレポートを作成し、今後の学校事務職員の職務を他地区の組合員と一緒に考えました。

大和市からは「C4 t h」とよばれる校務支援システムについての報告がありました。

C4 t hは①グループウェア機能、②学籍・成績機能、③備品管理機能から構成され、異動があっても市内であれば同じシステムをそのまま使用することができます。今後は学校全体で合理的に周知していく事や、機能の改善を検討していくことが必要です。

座間市では、学校給食費の公会計化を強く要望

しています。事務の煩雑さ、ミスを防ぐ手段や現金の取扱など問題が山積している状態です。細かい点の改正を校長会、給食研究会に要望しつつ、校内的にも協力体制を整えていくことが必要です。

綾瀬市では数年の間に財務事務に関しての業務の変更がされましたが、十分な協議がされないま

ま、決定事項として新しい業務が導入されました。校務分掌があっても属人的な部分もあり、人が変われば職務が変わることもありますが、一律に事務職員全体に関わる職務変更の場合は、事前協議により一方的な変更にならないよう本部と共に連携をしていくことが重要です。



第2分科会

「学校事務の実践」分科会

前半の2本は、湘南と中地区からのレポート発表でした。湘南は、「組合員それぞれが研究する意識を持てるような、よりよい話し合いの場をつくる」ことを活動のテーマとした研究内容でした。事務連携組織が始まって一年が経過した藤沢市で、これまで実施してきた感想や意見、今後の役割と運営モデルについてのアンケートを実施して、経験年数や年齢構成のバランス、意識の温度差、適正化・効率化・標準化など、これまでの一年間で見えてきた課題について検討しました。始まったばかりの事務連携組織について、もっと一人一人が考え、話し合い、発信し、これからの事務連携組織をより良くしていきたいとのことでした。

中地区では、事務組織が始まって約10年が経過し、転換期が訪れています。レポートは、「チーム学校」の一翼を担う事務職員を支える存在である事務組織の将来に向けて、現状と今後の問題点を考えるものでした。現状の課題として、事務組織での業務や課題解決のためのさらなる多忙化や、共同事務処理の人員削減への不安に関するものがあり、今後の課題としては、各ブロックの年齢構成やブロック長の権限への疑問などが挙げられていました。研究会と事務組織の役割分担と存続については、現在も今後も共通する課題であることがわかりました。これまで以上に「チーム学校」の一員として学校経営への参画が必要となる今、職の確立や給与改善、理想的な人事配置等の課題に向け組合員の力でよりよい事務組織の方向性を見出していきたいとの発表でした。

後半の一本目は、西湘のレポート「西湘地区の

事務組織の現状と課題」の発表でした。2017年度から事務組織が始まる松田町の、設置までのとりくみを通じ、改めて事務組織を考えるという内容でした。未実施地区では「自分の現状に満足しており事務組織は不要」という考えが一部あり、事務組織の必要性について実施地区との意識の差があることがわかりました。未実施地区の意識の根底に「職」ではなく「個人」として扱われる背景があること、また、事務組織が機能強化の手段ではなく目的となっている事実が、実施や管理規則化の障害となっていることが、課題として挙げられました。事務職員観を「個人から職」へ変えること、そして事務組織が「職の普遍化」をもたらす手段だということを見失わないことが、事務組織の維持・発展のために必要であるという結びでした。

横浜は「事務組織の課題の洗い出しと今後の方向」についてのレポート発表でした。横浜では、事務組織の法的整備がされておらず、15あるブロック同士の連携も進んでいないため、活動内容や意識の差の面で多くの課題があります。政令市移管に伴う教職員庶務事務システムの導入により職務の内容が再検討される中、事務組織で行う業務も変わることが予想されます。また、特別支援学校配置予定者以外の16名の事務長が一人当たり30校の学校を担当し事務組織を展開するという事態になっており、人数の増加と上位級への格付けを目指した運動を進めていく必要があるとしています。事務組織の業務内容を明確にし、学校事務機能強化向上と教育条件整備推進、上位級・職の格付けの維持、多忙化解消につながるよう、より積極的なとりくみをしていくことが重要であるとの発表でした。